四日市市告示第241号

四日市市民間保育所3歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間保育所3歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱 四日市市民間保育所3歳未満児保育強化推進事業実施要綱(平成3年4月1日施行) の一部を次のように改正する。

改正後

四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労機会の拡大に伴い増加する3歳未満の低年齢児(以下「3歳未満児」という。)の受入れに対し、民間が設置する保育所及び認定こども園(以下「民間保育所等」という。)の担当保育士の資質向上と保育内容における公私格差の是正を図ることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 市長は、<u>民間保育所等</u>における 保育士配置の強化等にかかる経費を運 営費市単加算として交付し、前条の目的 を積極的に推進する。

(対象保育所等の義務)

改正前

四日市市民間保育所3歳未満児保育強化推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労機会の拡大に伴い増加する3歳未満の低年齢児(以下「3歳未満児」という。)の受入れに対し、民間保育所の担当保育士の資質向上と保育内容における公私格差の是正を図ることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 市長は、<u>民間保育所</u>における保 育士配置の強化等にかかる経費を運営 費市単加算として交付し、前条の目的を 積極的に推進する。

(対象保育所の義務)

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所等を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、3歳未満児の受入れ体制の拡大・充実及び施設整備に努めるものとする。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、<u>民間保育所等</u>が第5条 に規定する保育士配置基準により3歳 未満児の保育を実施した場合は、<u>当該保</u> <u>育所等</u>の設置者又は長に運営費市単加 算を交付するものとする。

2 (略)

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市 単加算の交付を受けようとする民間保 育所等の設置者又は長(以下「請求者」 という。)は、月ごとに四日市市民間保 育所等3歳未満児保育強化推進事業費 (運営費市単加算)請求書(第1号様式。 以下「請求書」という。)を市長に提出 しなければならない。

この場合において請求者は、四日市市 基準保育士等配置状況調書(第2号様 式。以下「調書」という。)を毎月初日 に市長に提出しなければならない。

- 2 (略)
- 3 「四日市市民間保育所等1歳児保育 強化推進事業」の対象になった1歳児に ついても併せて請求をすることができ るものとする。

第6条 運営費市単加算交付の対象となる民間保育所を設置又は運営する者は、保育士配置の強化、保育者の資質向上、3歳未満児の受入れ体制の拡大・充実及び施設整備に努めるものとする。

(運営費市単加算)

第7条 市長は、<u>民間保育所</u>が第5条に 規定する保育士配置基準により3歳未 満児の保育を実施した場合は、<u>当該保育</u> 所の設置者又は長に運営費市単加算を 交付するものとする。

2 (略)

(運営費市単加算の交付請求)

第8条 前条第1項に規定する運営費市 単加算の交付を受けようとする民間保 育所の設置者又は長(以下「請求者」と いう。)は、月ごとに四日市市民間保育 所3歳未満児保育強化推進事業費(運営 費市単加算)請求書(第1号様式。以下 「請求書」という。)を市長に提出しな ければならない。

この場合において請求者は、四日市市 基準保育士等配置状況調書(第2号様 式。以下「調書」という。)を毎月初日 に市長に提出しなければならない。

- 2 (略)
- 3 「四日市市民間保育所1歳児保育強 化推進事業」の対象になった1歳児につ いても併せて請求をすることができる ものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式(第8条関係)

四日市市民間保育所等3歳未満児保育強化推進事業費 (運営費市単加算)請求書

年度 月分 3歳未満児保育強化推進事業にかかる運営費市単加算分として 次のとおり請求します。

年 月 日

住 所

施設名

代表者氏名

四日市市長 様

請求金額

円

請求内訳

			初日入	所人員	前月 1 人 員	日入所 精 算	人	員	計	運営費加算単価	金	額	計
	O怠	児		人		人			人	円			円
	1	児		人		人			人	円			円
	2	児		人		人			人	円			円
前月			入	所	退	所	人	員	計	運営費加算単価	金	額	計
まで				1		2		1)-	-2				
の途中	O歳児			人		人			人	円			円
· 入 退 所	1	歳児		人		人			人	円			円
精算	2	歳児		人		人			人	円			円
3月	(3月請求分のみ	O歳児		人		人			人	円			円
3月途中入退所		1歳児		人		人			人	P			円
, 退	み使用欄)	2歳児		人		人			人	P			円

四日市市基準保育士等配置状況調書

保育所等名						対象	年度										
		初日入所児童教(他の市区町村から受入れた児童を含む。)						当該保育所等に勤務する職員数(各月初日現在)									
対象月		乳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上 児	al w	四日市 市独自 の基準 上必要と なる保育	保育所 等の長	常勤保 育士 (正規職員 及びそれと	常動保育 士以外の 保育士(短 時間保育	うち保育 士定数に 充てるこ とができ	保健師 又は看	うち保育 士定数に 充てること ができると	常勤調理員	常勤以 外の調	左記以 外の職
				計※	#T* 士數(A) ※	(有りの場 合「1」を配 入)	雇用日敷・ 時間が同じ 職員。保育 所等の長 は除く。)	士等)◆2 ページを作 成して下さ い	るとされ ている保 青士	護師	されてい る保健師 又は看護 師	理員	理員	貝 (用務員、 事務員等)			
月																	

	うち保育 士定数に 充てること ができると されてい	(B-A)	主任保育士専	特別保育事業の実施状況 <u>全配入要領に注意して入力して下さい。</u>								
職員数合計※			日本 日本 日本 近 道用 状況	延長保育	一時保育		C支援拠点 設 型 <u>】</u>	家庭支援推進 保育	休日保育	障害児 保育	乳児保 育促進 事業	備考1※
	る保育士 等の計 (B)※	*	有:「1」 無:「0」	必育 (年) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	必育:「 有士」 育士 無:「 の」	実施 有:「1」 無:「0」	事職 育場 業育 担があ事 集員で、「当数 1 日本 1 日	必育:「公」 有:「数」 育士。「数」 無:「0」	必育:「役 有:「役」 育士。「0」	必育:「 安士:「 有士「 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	必育:「保 有:「保 育士級」 無:「0」	

※ブルーのセルには計算式が入っています。ご注意ください。

保育	所等	名※
----	----	----

対象年度※

当該保育所等の人事規則等で定める 常勤者の1日当たり労働時間数

短時間勤務等の保育士(特別保育事業の担当をしていない)

年度

湿時间勤	務寺の保育工(特別	保育争業の担当をし	、(いる)
		松田年日日	給与形

		採用年月日	給与形態	雇用契約等における労働条件 1月当た 1日当たりの労働 りの労働		
番号	保育士氏名	(年度内に採用した	日給制·	1月当た	1日当た	
		場合のみ入力)	時間給	りの労働	りの労働	
			制の別	日数	時間数	
			計			
		時間数				
1	常勤者換算「月	日」で計	算			
				※ブルー	のセルには	

			給与形態	雇用契約	等におけ	※特別保育事業の		
l		採用年月日		る労 1月当た	9条件	担当をしている場合 その「特別保育事業 名」を入力して下さ		
番号	保育士氏名	(年度内に採用した	日給制·	1月当た	1日当た	その「特別保育事業		
		場合のみ入力)	時間給		りの労働	名」を人力して下さ		
			制の別	日数	時間数	い。		
						-		
					i			
		!						
	計							
	総時間数							

※ブルーのセルには計算式が入っています。ご注意ください。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(こども未来部 保育幼稚園課)